

令和5年度 建設工事競争入札参加者資格・格付認定基準

ランクの認定については、高知県建設業者経営事項審査に用いた総合評点を基にして定める。

1. 土木工事・舗装工事

町内	A	700点以上
	B	600点以上 700点未満
	C	500点以上 600点未満
	D	500点未満
町外	A	870点以上
	B	750点以上 870点未満
	C	600点以上 750点未満
	D	600点未満

〔指名範囲〕

町内	A	}	町の発注する工事で5千万円以上のもの。 但し5千万円未満も可。
町外	A		
町内	B	}	町の発注する工事で3千万円以上、5千万円未満のもの。 但し3千万円未満も可。
町外	B		
町内	C	}	町の発注する工事で1千万円以上、3千万円未満のもの。 但し1千万円未満も可。
町外	C		
町内	D	}	町の発注する工事で1千万円未満のもの。
町外	D		

2. 建築工事

町内	A	600点以上
	B	300点以上 600点未満
	C	100点以上 300点未満
	D	100点未満
町外	A	700点以上
	B	400点以上 700点未満
	C	200点以上 400点未満
	D	200点未満

〔指名範囲〕

町内	A	}	町の発注する工事で1億円以上のもの。 但し1億円未満も可。
町外	A		
町内	B	}	町の発注する工事で5千万円以上、1億円未満のもの。 但し5千万円未満も可。
町外	B		
町内	C	}	町の発注する工事で2千万円以上、5千万円未満のもの。 但し2千万円未満も可。
町外	C		
町内	D	}	町の発注する工事で2千万円未満のもの。
町外	D		

なお、給水工事については越知町水道工事指定業者規程を適用する。

3. その他の工事

発注物件の事業費等により、その都度町長が決定する。